

第6 盛岡市食育推進協議会

盛岡市食育推進協議会要領

(平成 21 年 9 月 16 日保健福祉部長決裁)

(平成 26 年 6 月 25 日改正)

(平成 28 年 7 月 5 日改正)

(平成 29 年 3 月 16 日改正)

(名称)

第1条 本会は、盛岡市食育推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、盛岡市食育推進計画に基づき、本市における食育に関する取組みを総合的に推進することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 食育推進事業の実践状況の把握に関すること。
- (2) 食育推進に係る指標の把握に関すること。
- (3) 市民総参加の食育推進に関すること。
- (4) その他食育推進計画の進行管理全般に関すること。

上記について意見を集約し推進する。

(構成)

第4条 協議会は、次に掲げる団体等の代表の委員をもって構成する。

- (1) 岩手県栄養士会盛岡支部
- (2) 盛岡市食生活改善推進団体連絡協議会
- (3) 盛岡市学校給食研究会
- (4) 盛岡市学校栄養士会
- (5) 盛岡市町内会連合会
- (6) 玉山地域自治会連絡協議会
- (7) 盛岡市PTA連合会
- (8) 岩手中央農業協同組合
- (9) 新岩手農業協同組合
- (10) 盛岡商工会議所
- (11) 盛岡市

2 この協議会に必要時助言者を置くことができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名

2 前項の役員は、前条の委員において互選する。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその業務を行う。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。

3 定例会議は、毎年1回開催する。

4 臨時会議は、会長が必要と認めたとき開催する。

(庶務)

第9条 協議会の事務を執行するため、庶務を市保健所健康増進課に置く。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(実施期日)

第11条 この要領は、平成21年9月16日から実施する。

附 則（平成26年改正）第4条の構成員変更

附 則（平成28年改正）第4条の構成員名称変更

附 則（平成29年改正）第9条の庶務組織の見直しによる課名称変更

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

盛岡市食育推進協議会委員名簿

(任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日)

委員氏名	構成団体	役職等
村 里 智 子	岩手県栄養士会	理事
佐 藤 康 子	盛岡市食生活改善推進員 団体連絡協議会	会長
佐 藤 勤	盛岡市学校給食研究会	副会長 (見前南小学校 校長)
今 野 久美子	盛岡市学校栄養士会	副会長
新 田 久美子	盛岡市町内会連合会	理事
柳 村 隆 一	玉山地域自治会連絡協議会	副会長
藤 原 泉	盛岡市PTA連合会	事務局員
小笠原 高 雄	岩手中央農業協同組合	盛岡地域営農センター 所長
久 保 秀 彦	新岩手農業協同組合 東部営農経済センター	センター長
川 上 冴 華	盛岡商工会議所	女性会 理事
星 進 悦	盛岡市	保健所長